令和5年度 家庭的保育事業等指導監査実施計画

1 基本方針

家庭保育事業等を行うものに対して、児童福祉法及び各市町(豊見城市・糸満市・南城市・南風原町・与那原町・八重瀬町・久米島町)が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等との適合状況を確認し、改善の必要がある場合には、指導・助言を行い、適正な事業運営を確保することを目的とする。なお、指導監査の実施にあたっては、事業所の負担軽減の観点から、効果的・効率的な実施方策を検討することとする。

2 対象事業

対象事業は、各市町において実施される次に掲げる事業とする。

- (1) 小規模保育事業
- (2) 事業所内保育事業
- (3) 家庭的保育事業
- (4) 居宅訪問型保育事業
- ※(4)について、令和5年度においては対象事業無し。

3 指導監査の実施方針

(1) 指導監査の方法

ア 指導監査は、「一般指導監査(実施検査)」と「特別指導監査」に分けて実施する。

- イ 一般指導監査(実施検査)は、児童福祉法施行令第35条の4の規定により、 年度ごとに1回以上、対象の事業所において「実施検査」を行う。
- ウ 特別指導監査は、南部広域市町村圏事務組合家庭的保育事業等指導監査実施要 綱第6条第3項第1号の各事項に該当する事業者を対象に随時実施する。
- (2) 指導事項に対する是正・改善等の措置
 - ア 指導事項に対する是正・改善の状況は、期限を付して、改善が着実に図られる ことが確認できる内容の報告を求める。

また、当該年度中に解決が困難な事項については、年次改善計画を立てさせる 等、確実に解決するよう継続的に指導する。

イ 一般監査において指摘された事項の改善措置が図られない場合又は特別監査の 結果、著しく不適切な運営が行われていることが確認できた場合は、行政上の措 置を機動的に行うよう通知する。

4 指導監査の重点事項

(1) 職員の配置状況の確認

各施設・事業所で配置すべき保育士等が、基準に基づく適正な配置となっているか。

(2) 施設・設備等の確認

条例等に定められた設備を設けているか。また、適正に運用されているか。

(3) 職員給与に係る規程の整備及び支給状況等の確認

職員の賃金、その他の労働条件について、就業規則及び給与規程に規定しているか。また、当該就業規則等に基づき、賃金を適正に支給しているか。

(4) 労務管理(職員給与以外)の確認

職員の雇い入れ時の健康診断は実施されているか。また、調理関係者等の雇い入れ時には、検便検査を受診させ、その結果を保管しているか。

(5) 安全計画策定の確認

子どもの安全確保のため、必要な安全計画を策定し、職員に対して当該計画を周知するとともに、研修及び訓練を定期的に実施しているか。

(6) 保育の計画及び評価の確認

全体的な計画を作成するとともに、これに基づく指導計画(長期計画及び短期計画、3歳未満児の個別計画等)を作成しているか。また、保育実践の振り返りや評価を行い、次の指導計画に反映させていくよう、日々の保育は連続性をもって展開されているか。

(7) 職員研修の確認

職員の資質向上のため、保育士及び保育士以外の職員に対し、研修会への参加や その機会を確保しているか。

(8) 運営規程に規定すべき事項の確認

条例で定められた重要事項を運営規程に規定しているか。

(9) 不適切な養育等の発見及び予防の確認

不適切な養育等の発見に努めるとともに、必要に応じ関係機関との連携を図っているか。また、職員による不適切な保育等を防ぐための取り組みや、児童虐待に関する研修への参加は行われているか。

5 令和5年度一般指導監査実施数(予定)

	特定地域型保育事業									
	小規模		事業所内		家庭的		居宅訪問型		計	
	保育事業		保育事業		保育事業		保育事業			
	対象数	計画数	対象数	計画数	対象数	計画数	対象数	計画数	対象数	計画数
豊見城市	7	7	7	7	0	0	0	0	14	14
糸満市	16	16	0	0	0	0	0	0	16	16
南城市	4	4	1	1	1	1	0	0	6	6
南風原町	5	5	1	1	0	0	0	0	6	6
与那原町	5	5	0	0	2	2	0	0	7	7
八重瀬町	3	3	1	1	0	0	0	0	4	4
久米島町	0	0	0	0	1	1	0	0	1	1
計	40	40	10	10	4	4	0	0	54	54